



Title	フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論：日本著作権法の制限規定への示唆 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	村井, 麻衣子
Citation	北海道大学. 博士(法学) 乙第6903号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/55409
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Maiko_Murai_review.pdf (「審査の要旨」)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏名 村井 麻衣子

審査担当者 主査 教授 田村 善之
副査 教授 曾野 裕夫
副査 教授 吉田 広志

フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論 －日本著作権法の制限規定への示唆－

本論文は、著作権を制限する一般条項である米国著作権法 107 条に規定されているフェア・ユースの法理につき、米国における理論的な動向とエポック・メイキングな裁判例を紹介、分析し、日本の著作権法の解釈論へと架橋することを試みる論文である。

本論文は、米国においてフェア・ユースを正当化する理論として、フェア・ユースを市場の失敗を治癒する法理として正当化する議論と、変容的利用として正当化する法理という 2 つの大きな潮流があり、それに応じて要件論が異なりうることを指摘する。そのうえで、連邦最高裁判決をはじめとして主たる裁判例を紹介し、二大潮流のいずれを強調するのかということに関しては歴史的な変遷があることを明らかにする。そして、下級審を含めた包括的な実証研究が複数なされているところ、従前は市場における著作権者の不利益の有無を重視する経済的なアプローチが主流を占めていたが、最近では、変容的利用か否かということに焦点を当てる裁判例が増えているという分析がなされつつあることを指摘する。そのうえで、本論文は、米国フェア・ユースの理解としては、二大潮流のうちのいずれかに一元化するのではなく、そのまま二元的に把握することが穏当な理解ではないかとして、米国学の研究を小括している。

続けて、2012 年にいわゆる日本版フェア・ユースの導入が挫折したことを受けて、日本著作権法の下では、著作権の個別的な制限を解釈することで、穏当な帰結を目指すほかないが、その際に、市場の失敗の治癒という視点と、変容的利用という観点は、いかなる根拠に基づいて著作権を制限することができるのかということを開明にするうえで、日本法にとっても有用なアプローチであるとする。これらの観点を日本法導入する手がかりとなる代表的な候補としては、市場の失敗の治癒に関しては著作権法 30 条 1 項の私的複製、変容的利用に関しては同 32 条 1 項の引用を列挙し、それぞれについて代表的な裁判例を紹介しながら運用のあり方を提言するほか、間接侵害や自炊代行といった近時の重要な争点についても俯瞰して、具体的な解釈論を提示することを試みている。結論としては、変容的利用に関しては、引用規定の下にフェア・ユースの法理を事実上、日本法に根付かせるべきことを提言することに結びつけられている。他方、市場の失敗の治癒に関しては、私的録音録画補償金に代表されるような利益配分の仕組みを立法論的に志向することをもって是としている。

米国のフェア・ユースの法理に対する邦語文献の研究の歴史は浅く、ここ数年のいわゆる日本版フェア・ユースの導入の動きを契機に急に簡便な紹介が頻繁になされるようになったという状況にあった。そのようななか、本論文は、邦語文献として初めての本格的なフェア・ユースの研究論文としての意義がある。単発的に知られるだけであったフェア・ユースの正当化理論を紹介し、また近時、相次いでいる実証研究もふまえた分析をなしている。日本法の分析に関しても、文献の渉猟が行き届いており、関連する多様な論点について一定の解釈論を打ち出すことに成功

している。

もっとも、米国法の分析に関しては、代表的な学説、文献、裁判例が要領よく紹介されているが、フェア・ユースに関する豊富な文献をなるべく渉猟しようとするものではない。また、米国のフェア・ユースの法理から得られた示唆は、抽象的な正当化根拠として日本の個別規定のあり方を決めることに利用されてはいるものの、類似の具体的な事例に関しての日米比較がなされていれば、より論文に迫力が出たのではないかと思われる。

このように本論文にはいくつかの課題が残されているが、簡潔な紹介は、米国のフェア・ユースの理論動向を読み手に分かりやすく伝えることに資するという側面があることも見逃せず、邦語文献として初の本格的なフェア・ユース研究であることに鑑みても、審査委員全員の一致をもって博士号取得に値すると判断した。